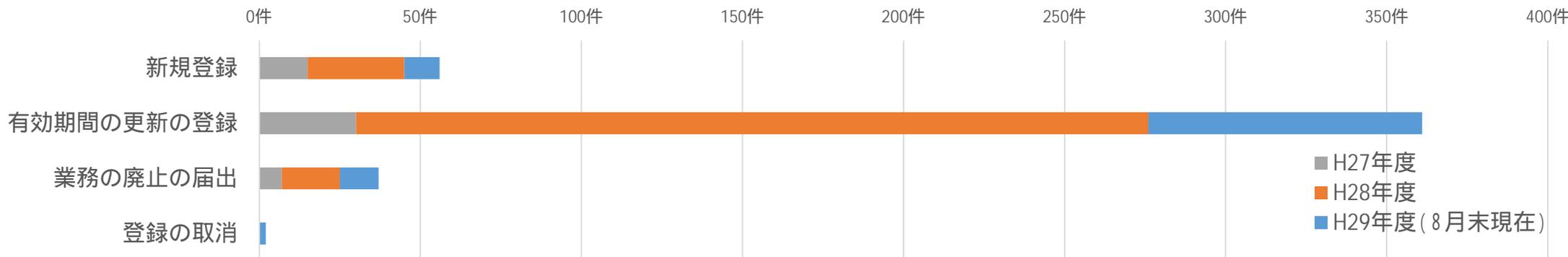


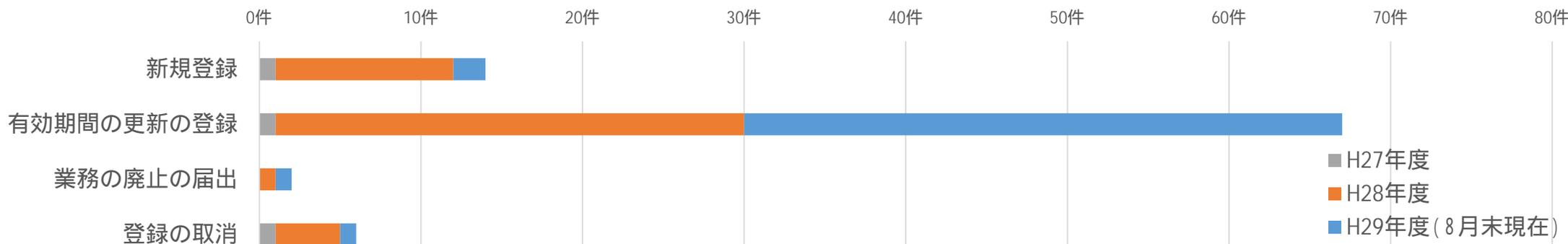
第4次地方分権一括法が平成27年4月1日に施行されてから2年余り経過したことを踏まえ、自家用有償旅客運送に係る登録等事務・権限移譲後の活用状況やそのメリットについて、事務・権限の移譲を受けている指定都道府県（8団体）・指定市町村（11団体）（別紙参照）に対して調査を行った。

### Q. 各年度毎の登録等事務の実施件数を御教示ください。（指定都道府県）



	新規登録	有効期間の更新の登録	業務の廃止の届出	登録の取消
H27年度	15件	30件	7件	0件
H28年度	30件	246件	18件	0件
H29年度(8月末現在)	11件	85件	12件	2件

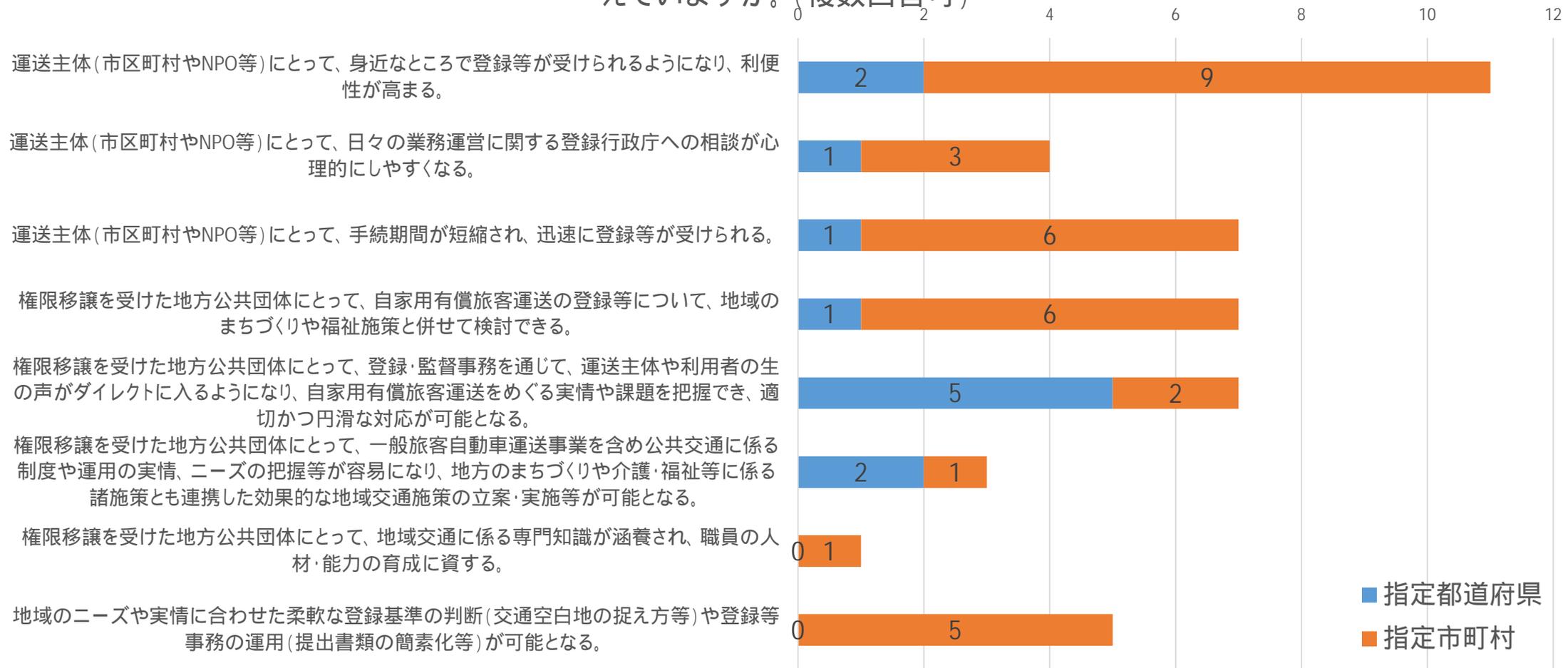
### Q. 各年度毎の登録等事務の実施件数を御教示ください。（指定市町村）



	新規登録	有効期間の更新の登録	業務の廃止の届出	登録の取消
H27年度	1件	1件	0件	1件
H28年度	11件	29件	1件	4件
H29年度(8月末現在)	2件	37件	1件	1件

# 自家用有償旅客運送に係る登録等事務・権限移譲についての実態調査

Q. 自家用有償旅客運送に係る登録等事務・権限の移譲(手挙げ方式)を受けるメリットは何と考  
えていますか。(複数回答可)



全体としては、「運送主体(市区町村やNPO等)にとって、身近なところで登録等が受けられるようになり、利便性が高まる。」を事務・権限の移譲を受けるメリットと考える意見が最も多かった。

ただし、指定都道府県と指定市町村では事務・権限の移譲を受けるメリットの考えが下記のように異なった。

- ・ 自家用有償旅客運送の実施主体ではない指定都道府県では「権限移譲を受けた地方公共団体にとって、登録・監督事務を通じて、運送主体や利用者の生の声がダイレクトに入るようになり、自家用有償旅客運送をめぐる実情や課題を把握でき、適切かつ円滑な対応が可能となる。」との意見が最も多かった。
- ・ 自家用有償旅客運送の実施主体となることも多く、地域交通の現場と距離の近い指定市町村では「運送主体(市区町村やNPO等)にとって、身近なところで登録等が受けられるようになり、利便性が高まる。」との意見が最も多かったが、「権限移譲を受けた地方公共団体にとって、自家用有償旅客運送の登録等について、地域のまちづくりや福祉施策と併せて検討できる。」「地域のニーズや実情に合わせた柔軟な登録基準の判断(交通空白地の捉え方等)や登録等事務の運用(提出書類の簡素化等)が可能となる。」といったメリットが多く挙げられた。

(別紙) 自家用有償旅客運送 指定都道府県・指定市町村一覧

< 指定都道府県 > 8 県

都道府県	告示日
栃木県	H 2 8 . 4 . 1
埼玉県	
新潟県	H 2 7 . 4 . 1
長野県	
岡山県	H 2 8 . 4 . 1
佐賀県	H 2 7 . 4 . 1
大分県	H 2 7 . 1 0 . 1
鹿児島県	H 2 8 . 4 . 1

< 指定市町村 > 1 1 市区町村

都道府県	市区町村	告示日
北海道	美深町	H 2 7 . 4 . 1
	豊富町	
	池田町	
茨城県	五霞町	H 2 8 . 4 . 1
東京都	江東区	
神奈川県	横浜市	H 2 8 . 1 . 4
	大和市	H 2 7 . 4 . 1
富山県	富山市	
徳島県	つるぎ町	
熊本県	山江村	H 2 7 . 4 . 1
	球磨村	

告示日別 指定都道府県・市町村の数

- ・ H 2 7 . 4 . 1 指定 : 3 県、8 市町村
- ・ H 2 7 . 1 0 . 1 指定 : 1 県
- ・ H 2 8 . 1 . 4 指定 : 1 市
- ・ H 2 8 . 4 . 1 指定 : 4 県、2 町区